

学びのデザインシート（授業前）

主体的・対話的で深い学びを実現する授業構想【公民／現代社会】

1. 対象（実施を想定する学校・生徒の実態の概要）

本単元の学習内容の一部は、中学校で学習済みであるため、基礎的な事項は定着している。学習課題や自分の意見を文章にする活動では、ほとんどの生徒が積極的に取り組むことができる。授業内でのグループ討議やSST（ソーシャルトレーニング）で聴く姿勢、話し方について学習しているため、基本的なグループ活動は円滑に行うことができる。

2. 単元名「公平な裁判の保証」（全4時間）

3. 単元で育成すべき資質・能力の三つの柱につながる単元の評価規準

①知識・技能	○日本の司法制度について理解している。 ○裁判員制度について理解している。
②思考・判断・表現	○判断材料について深く考察し、それらに優先度合をつけて考えることができる。 ○情状酌量、刑罰の意義、犯罪被害者救済や犯罪者更生、裁判官の良心の観点に基づく量刑判断をすることができる。
③主体的に学習に取り組む態度	○異なる意見や判断について、その根拠を積極的に理解し、多様な考えを受け入れようとしている。 ○学習を通じて、自らが裁判員に選出される可能性があることを踏まえて、制度が抱える問題点についても考えようとしている。

4. 本時の目標

- ① 裁判員制度について理解する。【知識・技能】
- ② 判断材料を客観的な視点で分析し量刑判断を行い、裁判員として必要な見方について考え、表現する。【思考・判断・表現】

5. 授業展開【**本時**・単元】 ※本時または単元いずれかに○を付けてください。

解決したい課題や問い

裁判員としてどのような視点（どのようなことを大切に）で判決を出せばよいのか？

考えるための材料A（学習活動Ⅰにて使用）

「ネット記事の体裁で書かれた事件の概要」

字数300字以内で事件の日時、被害者、被害内容、被疑者の供述が簡単に記載されている資料。

想定される活動

記載されている事実のみに基づいて考察を行う。殺害された人数や被告の供述に注目する生徒が多い。問いに対しては「死刑」もしくは「無期懲役」という結論を出す生徒が多いと考えられる。

考えるための材料B（学習活動Ⅱにて使用）

「事件の詳細」

考えるための材料Aを詳しく記載した資料。時系列順に事実を示している。

想定される活動

最初に示した資料で分からなかったことについて、この資料によって理解が深まる。資料の太字で示している点について着目し、検察に近い意見か、弁護側に近い意見をもつようになる。

考えるための材料C（活動Ⅱにて使用）
判断材料① 「検察の求刑」（起訴状と論告） 事件が計画的であったこと、殺害方法がとても残忍であったこと、身勝手な犯罪であり、将来ある被害者の未来を奪った罪は重いこと、この事件の被告についてうつ病の診断は減刑の理由にならないことを記載した資料。上記の理由により死刑を求刑する旨が記されている。
想定される活動
多くの生徒は、基準として検察官の求刑を参考に量刑判断を考える。検察の求刑が厳しい判断か、寛大すぎる判断かを考える。検察は計画的な犯行で、うつ病は減刑の理由にならないという立場であることに注目する。

考えるための材料D（活動Ⅱにて使用）
判断材料②「弁護士による弁論」 事件に計画性はないこと、被害者Aに対して長年のパワハラや嫌がらせを受けていたこと、パニックになり関係ない被害者を殺害してしまったが、逃亡の意思はなかったということ、うつ病は減刑理由になるということを記載した資料。
想定される活動
考えるための材料Cの検察主張と異なることに気づく。事件の詳細から検察側、弁護側どちらの主張が正しいのかを判断しようとする。被害者Aのパワハラや嫌がらせについては、情状酌量の余地があると考え、被害者Bに対する犯行理由は許されるものでないという考えをもつ生徒が多い。

考えるための材料E（活動Ⅱにて使用）
判断材料③「永山基準」と「死亡した被害者数と死刑適用の比率」 死刑の判断をするために必要な9の基準（永山基準）と、死亡した被害者数と死刑適用の比率を示した資料。
想定される活動
死刑適用には基準があることを理解する。永山基準の「結果の重大性」について、殺害された被害者の人数が判決に大きく影響するが、2人という人数がいわゆるボーダーラインになることに気づく。

考えるための材料F（活動Ⅱにて使用）
判断材料④「被告人の改善更生」 日本弁護士連合会パンフレット「知ってほしい刑罰のこと」の一部抜粋の資料。刑罰の目的には、被告人の更生でもあることが記載されている。
想定される活動
刑罰は加害者に罰を与えるものとししか認識のなかった生徒が、犯罪者の更生という目的を知り刑罰の意義について考察する。

考えるための材料G（活動Ⅱにて使用）
「被害者Bの遺族（被害者の妻）」の言葉 被害者B（たまたま居合わせて、パニックになった被告に殺害された）の家族についての資料。被害者Bには生まれたばかりの子どもがいるという事実を示す。また遺族は被告人の社会復帰を望んでいないということも示した資料。
想定される活動
被害者AとBとでは、Bには全く非がなく、身勝手に生命を奪われ、殺人の罪はAに対するものより重いものであると考える。また被害者遺族の立場から考え、厳罰をもって判決を出すべきだと考える生徒もいる。

考えるための材料H（活動Ⅱにて使用）

「世論調査」

某報道機関が調査した結果では、この事件に対して「15年～20年の懲役」が妥当であるという考えが70%以上であったという資料。

想定される活動

世論調査の結果を踏まえて、量刑を判断する。また市民感覚の導入という観点から、自らの意思ではなく、この調査結果を根拠として量刑判断をする生徒もいる。

対話と思考（対話を通じた協働的な問題解決のプロセス）

《第1時》

1 一斉講義Ⅰ【裁判員制度について簡単な説明】（一斉講義・5分）

2 学習活動Ⅰ【学習課題の考察】（個人作業・10分）……授業プリント①を使用

裁判員としてどのような視点（どのようなことを大切に）で判決を出せばよいのか？

(1) 思考のプロセス

- 殺害人数、犯人の供述
- 過去の判例から考える

(2) 想定される思考

- 被害者の感情
- 犯人の動機

3 一斉講義Ⅱ【情状酌量についての講義】（一斉講義・5分）……授業プリント②を使用

4 学習活動Ⅱ【個人で量刑判断を行う】（個人作業・25分）

……授業プリント③および別紙の判断材料①～⑥を使用

判決を考えるための材料を順次提示、補足説明したのちに量刑判断をする。提示された判断材料（考えるための材料B～G）について優先順位をつける。

(1) 思考のプロセス

- 考えるための材料C・Gは被害者を擁護するものであり、被告人に対して責任を強く求めるものとして認識する。
- 一方で、考えるための材料D・F・Hは加害者を擁護するものであると認識する。
- 検察・弁護の主張がそれぞれ対立していることに気づき、自分で判断の争点を考える（考えるための材料C・D）
- うつ病が減刑理由になるのかを考える（考えるための材料C・D）
- パワハラが動機、パニックになったということに着目する（考えるための材料D）
- 死刑になる殺害人数について考察する。（考えるための材料E）
- 生まれたばかりの子どもがいた、明るい将来があったことを考察する。（考えるための材料G）
- 民意の7割以上が15年～20年の懲役刑が適切と考えていることを理解する。（考えるための材料H）

(2) 想定される思考

- 検察官の求刑は妥当である、厳しすぎる、甘すぎる。（考えるための材料C）
- 被害者Aに関して、情状酌量の余地がある。被害者Bに関しては、身勝手すぎる、同情の余地はない。（考えるための材料C・D）
- 護身用のナイフは理解できない。（考えるための材料C・D）
- 2人殺害の場合は、死刑になることが多い。（考えるための材料E）
- 被害者Bの将来を奪った罪は重い。（考えるための材料G）

- 被害者Bの家族に寄り添った判決をするべきである。(考えるための材料G)
- 市民として民意を反映した判決をするべきである。(考えるための材料H)

5 まとめ（一斉講義・5分）

次回の授業（活動）の説明を行う。

《第2時》（本時）

6 前回の復習【学習活動Ⅱで出た意見をクラスで共有する】（5分）

7 一斉講義Ⅲ 【裁判員制度についての講義（詳細）】（10分）

……授業プリント4使用

制度導入の目的、制度の概要、諸外国の制度との比較について講義する。

8 学習活動Ⅲ 【グループで判決を出す】（グループワーク・20分）

……授業プリント5使用

個人で出した結論をグループで発表し、グループでの判決を出す。

（1）対話の方法

- 自分の量刑判断とその理由を発表する。
- 異なった判断を1つにするための方法を話し合う。

（2）思考のプロセス

- 班員の判断について検察側に近い意見なのか弁護側に近い意見かを考察する。
- 班員と自分の量刑を比較し、その差について考察する。
- 班員がなぜその量刑判断をしたのかを理解する。

（3）想定される思考

- 班員の量刑の平均をとって判決を出す。
- 班員のそれぞれの判断について、多数決を取る。
- この事件のポイントを1つ、あるいは複数に絞り、結論を出す。

（4）想定される対話

- 「被害者Bのことを中心に考えるべきか、加害者の更生を中心に考えるべきか？」
- 「犯行は計画的なものなのか。そうでないのかを決めよう」
- 「まずはこの事件について死刑の妥当性について話そう」
- 「うつ病は減刑の理由になるのか、ならないのかを決めよう」
- 「民意は判決に反映させるべきだろうか？」
- 「パワハラ的事实はどこまで減刑できるかを考えよう」

9 個人論述（10分）【学びの振り返りをする】……授業プリント6使用

グループでの討議を踏まえて、学習課題を改めて考える。

10 まとめ（5分）

個人論述で生徒が記載した課題についてまとめをする。生徒の論述内容を紹介しながら、「疑わしきは被告人の利益」という刑事裁判の原則、被害者参加制度、裁判官の良心、刑罰の意義について説明する。

学習の成果（予想される生徒のあらわれ）

裁判員としてどのような視点（どのようなことを大切に）で判決を出せばよいのか？（裁判員として大切な視点について）

- ① 裁判員制度は司法に市民感覚を取り入れるために作られた制度である。したがって一般人としての視点が重要である。ここでいう一般人の視点とは被告人の諸事情について深く考えることや、犯罪被害者やその家族のことも考えた判決をすることである。
- ② 刑罰を科す目的は犯罪被害者の感情のためと、被告人の更生のためであると考えられる。現代社会では人工知能が発達しているため、過去の判例をインプットし機械的に判決を出すことも可能である。しかし人間がしてしまった間違いを、人間が裁くことによって、事件にかかわったすべての人が報われる判決ができる。そのためには事件の内容やそこに至ってしまった理由を深く考えることが重要と思う。
- ③ 被害者が納得する判決が重要。加害者の更生はその次に考えるべきである。社会全体の影響を考え、犯罪は厳しい処罰されるという考えが一般的になることが望ましい。
- ④ なぜ事件が起きてしまったのかを十分に考える必要がある。犯罪は加害者1人の責任と言い切れない。
- ⑤ 両者の過失について考え、判決による社会的影響を考えること。
- ⑥ 前科の有無など、被告人の今までの生き方をよく考える。被害者の意見はもちろんであるが、世論と乖離した判決にならないようにする。
- ⑦ 被告人の更生を第一に考えて判決を出すべきである。事情を十分に考慮したうえで、社会全体の責任も考えていく必要がある。
- ⑧ 感情的になり、片方の事情ばかり考慮して判決を下すことは危険である。冷静になって判断することが重要。